

大和市婦人相談員設置規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第25号

大和市婦人相談員設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条の規定に基づき大和市婦人相談員（以下「婦人相談員」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に婦人相談員を設置する。

(委嘱)

第3条 婦人相談員は、社会的信望があり、かつ、第7条に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから市長が委嘱する。

(定数)

第4条 婦人相談員の定数は、2人とする。

(任期)

第5条 婦人相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中で委嘱された場合の任期は、当該年度の3月末日までとする。

(勤務日及び勤務時間)

第6条 婦人相談員の勤務日は、1週間につき4日以内で市長が指定した日とし、勤務時間は、1日につき6時間とする。

(職務)

第7条 婦人相談員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 売春防止法第35条第3項に規定する業務に関すること。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4条（同法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する相談及び指導に関すること。
- (3) 神奈川県その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(服務等)

第8条 婦人相談員は、関係法令を遵守し、その職務を適切に遂行しなければならない。

2 婦人相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱及び辞任)

第9条 市長は、婦人相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該婦人相談員を解嘱することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 勤務成績が不良であるとき。
- (3) 心身の故障により職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その職務に必要な適格性を欠くとき。

2 婦人相談員は、心身の故障その他の事情により辞任しようとするときは、その辞任しようとする日の30日前までに市長に申し出て、その承認を得なければならない。

(報酬及び費用弁償)

第10条 婦人相談員の報酬及び費用弁償は、大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の定めるところによる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。